



頁	改正(新)	現行(旧)
	第8～第14節 略	第8～第14節 略
	第4章 略	第4章 略
	<b>第5編 原子力災害対策</b>	<b>第5編 原子力災害対策</b>
	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
1	第1 略	第1 略
	第2 計画の性格	第2 計画の性格
	1 女川町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1 女川町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画
	(1) 国の防災基本計画及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）との関係 略 町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるように対策を講ずることとし、たとえ複合災害（ <u>同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象</u> ）などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。	(1) 国の防災基本計画及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）との関係 略 町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるように対策を講ずることとし、たとえ複合災害 _____ _____ などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。
	(2) 略	(2) 略
	(3) 原子力事業者の努め 略 (資料 19-2 「 <u>女川原子力発電所</u> 原子力事業者防災業務計画」 参照)	(3) 原子力事業者の努め 略 (資料19-2 「 _____ 原子力事業者防災業務計画」 参照)
2	2～3 略	2～3 略
	第3 略	第3 略
	第4 計画の基礎とすべき災害の想定	第4 計画の基礎とすべき災害の想定
	1 略	1 略
3	2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態	2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態
	(1) _____放射線による被ばく	(1) <u>放射性物質から放出される</u> 放射線による被ばく
	(2) 略	(2) 略
	3 緊急事態における判断基準	3 緊急事態における判断基準





頁	改正(新)				現行(旧)			
	原子炉冷却機能(給水・注水)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、 <u>非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するもの</u> による注水が <u>直ちに</u> できないこと。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による <u>注水が直ちに</u> できないこと。	原子炉冷却機能(給水・注水)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、 <u>全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)</u> による注水が <u>直ちに</u> できないこと。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による <u>当該原子炉への注水が</u> できないこと。
	原子炉冷却機能(残留熱除去)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、 <u>残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと</u> 。	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、 <u>残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに</u> 、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	原子炉冷却機能(残留熱除去)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、 <u>当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること</u> 。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、 <u>当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに</u> 、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
	電源供給機能(交流電源)	略 <u>非常用交流母線が一</u> となった場合において当該 <u>非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる</u> 状態が15分間以上継続すること、 <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること</u> 、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	略 全ての <u>非常用</u> 交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上 <u>継続すること</u> 。	略 全ての <u>非常用</u> 交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上 <u>継続すること</u> 。	電源供給機能(交流電源)	略 <u>全ての非常用交流母線から電気の供給が1系統のみ</u> となった場合で <u>当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること</u> 、 <u>又は外部電源喪失が3時間以上継続すること</u> 。	略 全ての <u>交流母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上 <u>(原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、5分間以上)</u> 継続すること。	略 全ての <u>交流母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上 <u>(原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、30分間以上)</u> 継続すること。
	原子炉停止中水位	略 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	略 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するもの)に限る。)が作動する水位まで低下した <u>場合に</u>	略 原子炉の停止中に <u>原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するもの)に限る。)</u> が作動する水位まで低下した <u>場合に</u>	原子炉停止中水位	略 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	略 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系)に限る。)が作動する水位まで低下 <u>すること</u>	略 原子炉の停止中に <u>当該</u> 原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系)に限る。)が作動する水位まで低下し <u>ること</u>

頁	改正(新)				現行(旧)			
			<p>において、<u>全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</u></p>	<p>において、<u>全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</u></p>				<p>、<u>当該</u>非常用炉心冷却装置が<u>作動しないこと。</u></p>
	略	略	略	略	略	略	略	略
格納容器 圧力逃がし装置の 使用	—	—	<p>原子炉の炉心<u>(以下単に「炉心」という。)</u>の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p>	—	格納容器 圧力逃がし装置の 使用	—	<p>原子炉の炉心_____の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p>	—
略	略	略	略	略	略	略	略	略
原子炉制 御室	<p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。</u>）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p>	<p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>	略	原子炉制御室 <u>その他の箇所</u>	<p>原子炉制御室_____の環境が悪化し、_____原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置<u>もしくは</u>は原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>原子炉制御室_____が使用できなくなることにより、<u>原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉<u>施設</u>_____に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置<u>もしくは</u>は原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略
火災又は 溢水	<p>重要区域（<u>原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8</u></p>	<p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p>	—	略	火災又は 溢水	<p>重要区域_____</p>	<p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p>	—



頁	改正(新)			現行(旧)		
	<p>号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、<u>同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器</u>(「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>			<p>_____に において、火災又は溢水が発生し、<u>_____安全上重要な構築物、系統又は機器</u>(「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>		
<p>外的事象及びその他事象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該<u>原子力事業所所</u><u>在市町</u>において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>・当該<u>原子力事業所所</u><u>在市町沿岸を含む津波予報区</u>において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>・当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</li> <li>・オンサイト統括_____が警戒を必要と認める_____原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ul>	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>外的事象及びその他事象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該<u>原子炉施設等立</u><u>地道府県</u>において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>・当該<u>原子炉施設等立</u><u>地道府県</u><u>_____</u>において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>・当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</li> <li>・オンサイト統括<u>補佐</u>が警戒を必要と認める<u>当該</u>原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ul>	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

頁	改正(新)				現行(旧)			
	周辺監視 区域放射 線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により1μSv/h以上を検出*	原子力事業所の <u>区域</u> の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の <u>放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</u>	原子力事業所の <u>区域</u> の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の <u>放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</u>	周辺監視 区域放射 線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により1μSv/h以上を検出*	原子力事業所の <u>境</u> 界付近 <u>に</u> において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令 <u>を</u> で定める基準以上 <u>を</u> 検出	原子力事業所の <u>境</u> 界付近 <u>に</u> において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令 <u>を</u> で定める基準以上 <u>を</u> 検出
	略	略	略	略	略	略	略	略
	※ 警戒事態に相当する事象(警戒事態等)として設定するもの <u>(削除)</u>				※ 警戒事態に相当する事象(警戒事態等)として設定するもの <u>(注) この計画において、各緊急事態区分に該当する事象については、原災法等の枠組みに基づき、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態をそれぞれ警戒事象・特定事象・原子力緊急事態と表現することがあるほか、警戒事態等に対して警戒事象等と表現することがある。</u>			
10	略 緊急事態 区分 分類 略	警戒事態 (Alert) 略	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) 略	全面緊急事態 (General Emergency) 略	略 緊急事態 区分 分類 略	警戒事態 (Alert) 略	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) 略	全面緊急事態 (General Emergency) 略
	外的事象及びその他の事象	・当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼす <u>おそれがある</u> こと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	外的事象及びその他の事象	・当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼす <u>_____</u> こと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼす <u>_____</u> こと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。



頁	改正(新)				現行(旧)											
		認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。				認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。										
	周辺監視 区域放射 線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により1μSv/h以上を検出※	原子力事業所の <u>区域</u> の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の <u>放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)</u> 。	原子力事業所の <u>区域</u> 境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の <u>放射線又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)</u> 。	周辺監視 区域放射 線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により1μSv/h以上を検出※	原子力事業所の <u>区域</u> 境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上 <u>を</u> 検出	原子力事業所の <u>区域</u> 境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上 <u>を</u> 検出								
略	略	略	略	略	略	略	略	略								
※ 警戒事態に相当する事象(警戒事態等)として設定するもの																
11	<p><u>原子炉の運転等のための施設(原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設)に適用される基準</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 754 300 850">緊急事態 区分 分類</th> <th data-bbox="300 754 562 850">警戒事態 (Alert)</th> <th data-bbox="562 754 840 850">施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</th> <th data-bbox="840 754 1133 850">全面緊急事態 (General Emergency)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 850 300 1414">外的事象 及びその 他事象</td> <td data-bbox="300 850 562 1414"> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員</li> </ul> </td> <td data-bbox="562 850 840 1414"> <p>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> <td data-bbox="840 850 1133 1414"> <p>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				緊急事態 区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	外的事象 及びその 他事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員</li> </ul>	<p>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	(新規)			
緊急事態 区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)													
外的事象 及びその 他事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員</li> </ul>	<p>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>													

頁	改正 (新)				現行 (旧)				
		<p><u>長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u></p>							
	<p><u>周辺監視 区域放射 線量率</u></p>	<p><u>原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により1μSv/h以上を検出*</u></p>	<p><u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p>	<p><u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p>					
	<p><u>周辺監視 区域放射 性物質濃 度等</u></p>		<p><u>排気筒、排水口その他これらに類する場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合</u></p>	<p><u>左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合</u></p>					
	<p>※ 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの</p>								
12	<p>表1-4-3 運用上の介入レベル</p>				<p>表1-4-3 運用上の介入レベル</p>				
		<p>基準の種類</p>	<p>基準の概要 <u>防護措置の概要</u></p>	<p>初期設定値<sup>*1</sup></p>		<p>基準の種類</p>	<p>基準の概要</p>	<p><u>防護措置の概要</u></p>	<p>初期設定値<sup>*1</sup></p>
	<p>緊急防護措置</p>	<p>OIL1</p>	<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 <u>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</u> <u>甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。）を実施。</u></p>	<p>500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>*2</sup>)</p>	<p>緊急防護措置</p>	<p>OIL1</p>	<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</p>	<p><u>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</u></p>	<p>500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>*2</sup>)</p>

頁	改正(新)				現行(旧)						
	早期防護措置	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準 <u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易な方法による除染(以下「簡易除染」という。)等を実施。</u>	$\beta$ 線：40,000cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	<u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</u>	$\beta$ 線：40,000cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
		OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*4</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 <u>1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。甲状腺被ばく線量モニタリングを実施。</u>	$20\mu\text{Sv/h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )		早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*4</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	<u>1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施</u>	$20\mu\text{Sv/h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	
	飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 <u>数日以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</u>	$0.5\mu\text{Sv/h}^{*5}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	<u>数日以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定</u>	$0.5\mu\text{Sv/h}^{*5}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )		
		OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 <u>1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準</u>	核種		飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	<u>1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき撰</u>	核種
			放射性ヨウ素	300Bq/kg			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>*6</sup>		

頁	改正(新)	現行(旧)																																	
略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 177 324 421"></td> <td data-bbox="324 177 719 421"><u>を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</u></td> <td data-bbox="719 177 846 421">放射性セシウム</td> <td data-bbox="846 177 981 245">200Bq/kg</td> <td data-bbox="981 177 1122 245">500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 245 324 379"></td> <td data-bbox="324 245 719 379"></td> <td data-bbox="719 245 846 379">プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td data-bbox="846 245 981 379">1Bq/kg</td> <td data-bbox="981 245 1122 379">10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 379 324 421"></td> <td data-bbox="324 379 719 421"></td> <td data-bbox="719 379 846 421">ウラン</td> <td data-bbox="846 379 981 421">20Bq/kg</td> <td data-bbox="981 379 1122 421">100Bq/kg</td> </tr> </table>		<u>を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</u>	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 177 1288 421"></td> <td data-bbox="1288 177 1476 421"></td> <td data-bbox="1476 177 1664 421"><u>取制限を迅速に実施</u></td> <td data-bbox="1664 177 1780 245">放射性セシウム</td> <td data-bbox="1780 177 1928 245">200Bq/kg</td> <td data-bbox="1928 177 2076 245">500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 245 1288 379"></td> <td data-bbox="1288 245 1476 379"></td> <td data-bbox="1476 245 1664 379"></td> <td data-bbox="1664 245 1780 379">プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td data-bbox="1780 245 1928 379">1Bq/kg</td> <td data-bbox="1928 245 2076 379">10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 379 1288 421"></td> <td data-bbox="1288 379 1476 421"></td> <td data-bbox="1476 379 1664 421"></td> <td data-bbox="1664 379 1780 421">ウラン</td> <td data-bbox="1780 379 1928 421">20Bq/kg</td> <td data-bbox="1928 379 2076 421">100Bq/kg</td> </tr> </table>			<u>取制限を迅速に実施</u>	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg				プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg				ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
	<u>を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</u>	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																															
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg																															
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																															
		<u>取制限を迅速に実施</u>	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																														
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg																														
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																														
13	第5 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	第5 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲																																	
	<p>1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）の考え方</p> <p>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる<u>重篤な確定的影響</u>を回避し又は<u>最小化</u>するため、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設から<u>おおむね半径5km</u>」が目安となる。</p>	<p>1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）の考え方</p> <p>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる<u>_____</u>確定的影響<u>等</u>を回避<u>_____</u>するため、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設から<u>概ね_____</u>半径5km」が目安となる。</p>																																	
	<p>2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）の考え方</p> <p>確率的影響の<u>リスクを低減する</u>ため、先述のEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域で、「原子力施設から<u>おおむね半径30km</u>」が目安となる。</p> <p><u>ただし、原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設*については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。</u></p> <p><u>※原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条第1号の表へ及びチ並びに第14条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定</u></p>	<p>2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）の考え方</p> <p>確率的影響を<u>最低限に抑える</u>ため、先述のEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域で、「原子力施設から<u>概ね_____</u>半径30km」が目安となる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>																																	

頁	改正(新)	現行(旧)								
	<p><u>める告示(平成27年原子力規制委員会告示第14号、以下「冷却告示」という。)において定められている。</u></p> <p>これらの考え方を踏まえ、町において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次表のとおりとする。</p> <p><u>なお、女川原子力発電所1号炉が令和3年5月19日付けで冷却告示の対象施設として追加されたことから、1号炉に係る原子力災害対策を重点的に実施すべき区域はUPZのみとし、2号炉・3号炉におけるPAZと同一の範囲とする。</u></p>	<p>これらの考え方を踏まえ、町において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次表のとおりとする。</p>								
14	<p><u>1 女川原子力発電所2号炉・3号炉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="185 611 1120 738"> <tr> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</td> </tr> <tr> <td>高白<u>  </u>、横浦、大石原<u>  </u>、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="185 786 1120 914"> <tr> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</td> </tr> <tr> <td>大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*</td> </tr> </table> <p>※地理的状況を勘案し、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域(準PAZ)</p>	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	高白 <u>  </u> 、横浦、大石原 <u>  </u> 、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1146 611 2080 738"> <tr> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</td> </tr> <tr> <td>高白<u>浜</u>、横浦、大石原<u>浜</u>、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1146 786 2080 914"> <tr> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</td> </tr> <tr> <td>大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*</td> </tr> </table> <p>※地理的状況を勘案し、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域(準PAZ)</p> <p><u>なお、宮城県において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町は、本町の他に石巻市(本町を含め、以下「所在市町」という。)登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町(以下「関係周辺市町」という。所在市町と関係周辺市町を併せて「関係市町」という。)であり、県及び関係市町は連携して原子力災害対策に対応するものとする。</u></p>	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	高白 <u>浜</u> 、横浦、大石原 <u>浜</u> 、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域										
高白 <u>  </u> 、横浦、大石原 <u>  </u> 、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間										
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域										
大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*										
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域										
高白 <u>浜</u> 、横浦、大石原 <u>浜</u> 、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間										
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域										
大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*										
	<p><u>2 女川原子力発電所1号炉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="185 1289 1111 1377"> <tr> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</td> </tr> <tr> <td>高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間</td> </tr> </table>	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間	<p><u>(新規)</u></p>						
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域										
高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間										

頁	改正(新)	現行(旧)						
	第5の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置	第5の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置						
	1 原子力施設等の状況に応じた防護措置 町及び防災関係機関は、本章第5で規定するPAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速に進展する事故においても放射線による <b>重篤な</b> 確定的影響を回避 <b>し又は最小化</b> するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、第4 3(1)で規定する緊急事態区分に基づき、避難等の予防的防護措置を準備し、実施するものとする。 略	1 原子力施設等の状況に応じた防護措置 町及び防災関係機関は、本章第5で規定するPAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速に進展する事故においても放射線による_____確定的影響を回避_____するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、第4 3(1)で規定する緊急事態区分に基づき、避難等の予防的防護措置を準備し、実施するものとする。 略						
15	2 略	2 略						
	第6 防災関係機関の事務又は業務の大綱	第6 防災関係機関の事務又は業務の大綱						
	1～6 略	1～6 略						
	第6 防災関係機関の事務又は業務の大綱	第6 防災関係機関の事務又は業務の大綱						
	1～3 略	1～3 略						
	4 県 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>1～21 略</td> </tr> <tr> <td>22 <b>石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町(本町を含め、以下「関係市町」という。)</b>の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</td> </tr> </table>	事務又は業務	1～21 略	22 <b>石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町(本町を含め、以下「関係市町」という。)</b> の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。	4 県 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>1～21 略</td> </tr> <tr> <td>22 _____<b>関係市町</b>_____の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</td> </tr> </table>	事務又は業務	1～21 略	22 _____ <b>関係市町</b> _____の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。
事務又は業務								
1～21 略								
22 <b>石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町(本町を含め、以下「関係市町」という。)</b> の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。								
事務又は業務								
1～21 略								
22 _____ <b>関係市町</b> _____の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。								
	5～6 略	5～6 略						
17	7 公共的団体等 漁業協同組合、 <b>農業協同組合</b> 等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には、町、県及び防災関係機関が実施する防災対策活動に対し、積極的に協力するものとする。	7 公共的団体等 漁業協同組合_____等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には、町、県及び防災関係機関が実施する防災対策活動に対し、積極的に協力するものとする。						
	8 略	8 略						
18	第7～第8 略	第7～第8 略						







頁	改正(新)	現行(旧)
1～2	略	1～2 略
	<p>3 防災対策上必要とされる資料</p> <p>町は、国、県_____及び原子力事業者と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設<u>等</u>に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。</p>	<p>3 防災対策上必要とされる資料</p> <p>町は、国、県、<u>関係市町</u>及び原子力事業者と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設<u>__</u>に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。</p>
	<p>(1) 原子力発電所に関する資料</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 女川原子力発電所施設の状況、<u>配置図</u> (資料20-1) 参照</p> <p>ハ 略</p>	<p>(1) 原子力発電所に関する資料</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 女川原子力発電所施設の状況_____ (資料20-1) 参照</p> <p>ハ 略</p>
	<p>(2) 社会的環境に関する資料</p> <p>略</p> <p>ロ 周辺地域の人口、世帯数 (<u>周辺地域の人口、世帯数 (原子力発電所周辺の人口及び (広域) 避難計画における避難時の経由場所、施設敷地緊急事態における避難対象者、全面緊急事態におけるPAZ、準PAZの避難対象者数、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する情報を含む。</u>)</p> <p>ハ 周辺一般道路、高速道路、_____鉄道、港湾、ヘリポート及び空港等交通手段 (道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。)</p> <p>略</p> <p>ニ <u>指定避難所__</u>及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画 (位置、受入能力、移動手段等の情報を含む。)</p> <p>略</p> <p>ホ 周辺地域の配慮すべき施設 (<u>幼稚園</u>、学校、診療所、病院、老人福</p>	<p>(2) 社会的環境に関する資料</p> <p>略</p> <p>ロ 周辺地域の人口、世帯数 (<u>原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者 (災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。以下同じ。)</u>の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する情報を含む。)</p> <p>ハ 周辺一般道路、高速道路、<u>林道</u>、鉄道、港湾、ヘリポート及び空港等交通手段 (道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。)</p> <p>略</p> <p>ニ _____<u>避難所等</u>及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画 (位置、受入能力、移動手段等の情報を含む。)</p> <p>略</p> <p>ホ 周辺地域の配慮すべき施設 (<u>保育所</u>、学校、診療所、病院、老人福</p>

頁	改正(新)	現行(旧)
	<p>祉施設、障害者支援施設、刑務所等の原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。)</p> <p>略</p> <p>へ 原子力災害医療施設(原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターそれぞれに関する、位置、<u>受入</u>能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。)</p> <p>略</p> <p>ト 対策拠点施設周辺地域の<u>生活関連物資</u>、飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法</p>	<p>祉施設、障害者支援施設、刑務所等の原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。)</p> <p>略</p> <p>へ 原子力災害医療施設(原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターそれぞれに関する、位置、<u>収容</u>能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。)</p> <p>略</p> <p>ト 対策拠点施設周辺地域の_____飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法</p>
23	<p>(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>イ 周辺地域及び海域の気象・海象(過去2年間の周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化に関する情報等<u>を</u>含む。)</p> <p>略</p> <p>ロ 平常時環境放射線モニタリング資料(過去2年間の統計値)</p> <p>略</p> <p>ハ 周辺地域の水源池、飲料水供給施設状況等 (資料20-32~33「<u>水道</u>」に関する資料)参照)</p> <p>ニ 農林水産物の生産及び出荷状況 (資料20-34~35「<u>農林</u>水産物に関する資料」参照)</p> <p>略</p>	<p>(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>イ 周辺地域及び海域の気象・海象(過去2年間の周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化に関する情報等__含む。)</p> <p>略</p> <p>ロ 平常時環境放射線モニタリング資料(過去2年間の統計値)</p> <p>略</p> <p>ハ 周辺地域の水源池、飲料水供給施設状況等 (資料20-35~36「<u>飲料水</u>」に関する資料)参照)</p> <p>ニ 農林水産物の生産及び出荷状況 (資料20-37~39「<u>_____</u>水産物に関する資料」参照)</p> <p>略</p>
	<p>(4) 防災対策に活用する施設、設備、資機材等(関係章節において掲載)</p> <p>略</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(4) 防災対策に活用する施設、設備、資機材等(関係章節において掲載)</p> <p>略</p> <p><u>へ 避難用車両の緊急時における運用体制</u></p>
	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(5) 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料</u></p>

頁	改正(新)	現行(旧)
		<p><u>イ 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料(人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む)</u></p> <p><u>ロ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制(報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など)</u></p> <p><u>ハ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表</u></p>
	<u>(削除)</u>	<p><u>(6) 避難に関する資料</u></p> <p><u>イ 地区ごとの避難計画(移動手段、集合場所、避難先、その他留意点等)</u></p> <p><u>ロ 避難所運用体制(避難所、連絡先、運用組織等)</u></p>
	(5) 防災対策の実施に関する資料	(7) 防災対策の実施に関する資料
24	第3 通信手段の確保	第3 通信手段の確保
	<p>1 通信手段・経路の多様化</p> <p>(1) 防災行政無線等の確保・活用</p> <p>町は、<u>住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用を図るものとする。</u></p>	<p>1 通信手段・経路の多様化</p> <p>(1) 防災行政無線の確保・活用</p> <p>町は、<u>防災行政無線について、移動系防災無線の設置に努めるとともに、同報系の設置を促進する。</u></p> <p><u>なお、この場合、同報系にあつては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。</u></p>
	(2) 略	(2) 略
	<p>(3) 機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、<u>地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局</u>の原子力防災への活用に努めるものとする。</p>	<p>(3) 機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、<u>可搬型衛星地球局</u>の原子力防災への活用に努めるものとする。</p>
	(4) 略	(4) 略
	<p>(5) 通信<u>ふくそう</u>の防止</p> <p>町は、<u>県及び関係機関と連携し</u>、移動通信系の運用においては、通信<u>ふくそう</u>時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。</p> <p>このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくなど、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周</p>	<p>(5) 通信<u>輻輳</u>の防止</p> <p>町は、<u>移動通信系の運用においては</u>、通信<u>輻輳</u>時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。</p> <p>このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくなど、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波</p>



頁	改正(新)	現行(旧)
	波数割当等による対策を講ずる必要が生じたときには、総務省_____と事前の調整を実施するものとする。	数割当等による対策を講ずる必要が生じたときには、総務省 <u>(東北総合通信局)</u> と事前の調整を実施するものとする。
	(6) 非常用電源等の確保 町は、 <u>県及び関係機関と連携し</u> 、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備_____（補充用燃料を含む。） <u>の整備を進めるとともに</u> 、専門的な知見・技術をもとに耐震性・耐浪性のある場所への設置等を図るものとする。	(6) 非常用電源等の確保 町は、_____庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備 <u>を整備</u> （補充用燃料を含む。） <u>し</u> _____、専門的な知見・技術をもとに耐震性・耐浪性のある場所への設置等を図るものとする。
	(7) 略	(7) 略
25	第7節 緊急事態応急体制の整備	第7節 緊急事態応急体制の整備
	第1～第3 略	第1～第3 略
26	第4 対策拠点施設 <u>等</u> における原子力災害合同対策協議会等の体制	第4 対策拠点施設 <u>__</u> における原子力災害合同対策協議会等の体制
	1 原子力災害合同対策協議会の設置 町は、原災法第15条に <u>規定する</u> 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出された後、同法第23条 <u>の規定</u> により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県及び関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設等に設置するものとする。	1 原子力災害合同対策協議会の設置 町は、原災法第15条に <u>基づく</u> 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出された後、同法第23条_____により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県及び関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設等に設置するものとする。
	2 原子力災害合同対策協議会の町の構成員 原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長、 <u>__</u> 県の現地災害対策本部長、 <u>関係市町の各々の災害対策本部の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により</u> _____構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）_____、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。 略	2 原子力災害合同対策協議会の町の構成員 原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長 <u>及び</u> 県の現地災害対策本部長 <u>並びに</u> 関係市町の <u>それぞれの</u> 災害対策本部長 <u>及び</u> 原子力事業者の代表者等から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 <u>放射線医学総合研究所</u> （以下「放射線医学総合研究所」という。）_____、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。 略
	3 略	3 略
	第5～第6 略	第5～第6 略
	第7 防災関係機関相互の連携体制	第7 防災関係機関相互の連携体制



頁	改正(新)	現行(旧)
	町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係市町、自衛隊、警察本部、消防本部(局)、海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。	町は、平常時から原子力防災専門官をはじめ国、県、関係市町、自衛隊、警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。
27	第8 応援要請等に基づく受入れ体制	第8 応援要請等に基づく受入れ体制
	(1) 町は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査(居住者、車両、家庭動物、携帯品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。)及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、周辺市町村及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な整備を整えるものとする。	(1) 町は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(居住者、車両、家庭動物、携帯品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な整備を整えるものとする。
	(2) 町は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行っておくほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	(2) 町は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行っておくほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
2	略	略
第9～第10	略	略
28	第11 防災業務関係者の安全確保のため資機材の整備等	第11 防災業務関係者の安全確保のため資機材等の整備
	1 安全確保のための資機材の整備 町は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。	1 安全確保のための資機材の整備 町は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
	2 国、県及び原子力事業者との情報交換 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。	2 国、県及び原子力事業者との情報交換 町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

頁	改正(新)	現行(旧)
	<u>3 安全確保に関する研修、教育訓練</u> <u>町は、県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うものとする。</u>	<u>(新規)</u>
29	第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備
	第1 略	第1 略
	第2 情報伝達手段の整備 町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を <u>大規模停電時も含め</u> 常に伝達できるよう、体制及び町防災行政無線、広報車両等の施設・装備の整備を図るものとする。この際、居住地以外への市町村に避難する被災者に対して必要な情報を伝達できるよう、情報の共有について配慮するものとする。 (資料22-1「 <u>防災行政無線</u> の状況」参照)	第2 情報伝達手段の整備 町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を_____常に伝達できるよう、体制及び町防災行政無線、広報車両等の施設・装備の整備を図るものとする。この際、居住地以外への市町村に避難する被災者に対して必要な情報を伝達できるよう、情報の共有について配慮するものとする。 (資料22-1「 <u>広報設備等</u> の状況」参照)
	第3 略	第3 略
	第4 要配慮者等への情報伝達体制の整備 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織_____等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。	第4 要配慮者等への情報伝達体制の整備 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織、 <u>関係機関</u> 等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
	第5 略	第5 略
30	第9節 略	第9節 略
	<u>第10節 緊急時の住民等被ばく線量評価体制の整備</u> <u>県が、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材 (NaI (Tl) サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホ</u>	<u>(新規)</u>

頁	改正(新)	現行(旧)
	<u>ールボディカウンタ等)の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制の整備を推進することから、町はこれに協力する。</u>	
	<p><u>第11節</u> 複合災害に備えた体制の整備</p> <p>町は、国及び県と連携し、複合災害_____</p> <p>_____の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</p> <p>略</p>	<p><u>第10節</u> 複合災害に備えた体制の整備</p> <p>町は、国及び県と連携し、複合災害<u>(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)</u>の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</p> <p>略</p>
31	<u>第12節</u> 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	<u>第11節</u> 人材及び防災資機材の確保等に係る連携
32	<u>第13節</u> 避難 <u>受入</u> 活動体制の整備	<u>第12節</u> 避難 <u>収容</u> 活動体制の整備
	第1 避難等計画の作成	第1 避難等計画の作成
	<p>1 PAZ内避難等計画に係る考え方</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難等計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態(Site Area Emergency)ではPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者を<u>対象とした避難等の予防的防護措置</u>、全面緊急事態(General Emergency)ではPAZ内の住民等<u>を対象とした避難等の予防的防護措置</u>が可能な体制を構築するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>1 PAZ内避難等計画に係る考え方</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難等計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態(Site Area Emergency)ではPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の_____避難_____、全面緊急事態(General Emergency)ではPAZ内の住民等の_____避難_____が可能な体制を構築するものとする。</p> <p><u>なお、施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>要配慮者のうち、施設行動要支援者(災害対策基本法第49条の10第1項に規定される、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者)等の避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者</u></li> <li>• <u>要配慮者以外の者のうち安定ヨウ素剤を服薬できないと医師が判断した者、又は安定ヨウ素剤を事前配布されていない者で、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要な者</u></li> </ul>
	2 UPZ内避難等計画に係る考え方	2 UPZ内避難等計画に係る考え方
	略	略

頁	改正(新)	現行(旧)
	<p><u>なお、UPZ内の区域でも、離島部やPAZ内を通過しなければ避難ができない半島部等については、その地理的状况を勘案し、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域として配慮するものとする。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
3	略	3 略
4	町の講じておく措置	4 町の講じておく措置
33	<p>(1) 防災対策に係る行政区画(行政区)ごとに把握し、又は定めておく事項 イ～ロ 略 ハ 放射線防護対策施設及び屋内退避施設(名称、所在地、<u>受入</u>可能人員数) 二～ホ 略</p>	<p>(1) 防災対策に係る行政区画(行政区)ごとに把握し、又は定めておく事項 イ～ロ 略 ハ 放射線防護対策施設及び屋内退避施設(名称、所在地、<u>収容</u>可能人員数) 二～ホ 略</p>
	<p>(2) 広域避難等のために定めておく事項 イ <u>指定避難所及び広域避難先の避難所(「広域避難所」という。以下同じ。)(これらを併せて「指定避難所等」という。以下同じ。)</u> ロ～ハ 略</p> <p style="text-align: right;"><u>(資料24-1「一時集合場所」参照)</u> <u>(資料24-2「避難退域時検査等場所候補地一覧」参照)</u> <u>(資料24-3「避難所受付ステーション一覧」参照)</u> <u>(資料24-4「避難先避難所一覧」参照)</u></p>	<p>(2) 広域避難等のために定めておく事項 イ <u>避難所・避難場所、集合場所等</u> ロ～ハ 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	第2 <u>指定</u> 避難所等の整備	第2 _____ 避難所等の整備
	<p>1 <u>指定</u>避難所等の整備 町は、<u>地域防災センター、コミュニティーセンター等</u>公共的施設等を、<u>_____</u>その管理者の同意を得て<u>指定</u>避難所<u>_____</u>等としてあらかじめ確保するものとする。 <u>指定</u>避難所<u>_____</u>等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するものとする。 また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進するなど、広域避難体制を整備するものとする。</p>	<p>1 _____ 避難所等の整備 町は、_____公共的施設等を<u>対象に、避難やスクリーニング等の場所を</u>その管理者の同意を得て_____避難所・<u>避難場所</u>等としてあらかじめ確保するものとする。 _____避難所・<u>避難場所</u>等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するものとする。 また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進するなど、広域避難体制を整備するものとする。</p>





頁	改正(新)	現行(旧)
	第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備
	1 略	1 略
35	(1) 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の <u>避難支援等に携わる</u> 多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。	(1) 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の_____多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
	(2)～(3) 略	(2)～(3) 略
	<u>(4) 必要に応じて、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制を整備するものとする。</u>	<u>(新規)</u>
	(5) 町は、県の助言のもと、避難行動要支援者 <u>名簿及び個別避難計画</u> の整備に努めるものとする。	(4) 町は、県の助言のもと、避難行動要支援者の <u>避難支援プラン等</u> の整備に努めるものとする。
	<u>2 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u>	<u>(新規)</u>
	<u>3 町は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u>	<u>(新規)</u>
	<u>4 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、</u>	<u>(新規)</u>



頁	改正(新)	現行(旧)
	<p><u>避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p>	
	<p><u>5 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(新規)</p>
	<p><u>6 略</u></p>	<p><u>2 略</u></p>
	<p><u>7 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所_____、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導_____に配慮した体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>また、町は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、町内や近隣市町村における同種の施設やホテル・<u>旅館</u>等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を町に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p>	<p><u>7 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所・<u>避難場所</u>、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導<u>体制</u>に配慮した体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>また、町は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、町内や近隣市町村における同種の施設やホテル_____等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を町に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p>
36	<p>第4 学校等施設における避難等計画の整備</p> <p>学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ避難所_____、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難等計画を作成するものとする。この際、町は、県と連携し、学校等が<u>保護者との間で</u>、災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めるよう促すものとする。</p>	<p>第4 学校等施設における避難等計画の整備</p> <p>学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ避難所・<u>避難場所</u>、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難等計画を作成するものとする。この際、町は、県と連携し、学校等が_____災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めるよう促すものとする。</p>
	<p>第5 略</p>	<p>第5 略</p>

頁	改正(新)	現行(旧)
	<p>第6 住民等の避難状況の確認体制の整備 町は、<u>屋内退避又は避難のための立退きの</u>指示等(以下「<u>屋内退避又は避難の指示等</u>」という。)を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p>	<p>第6 住民等の避難状況の確認体制の整備 町は、<u>避難のための立ち退きの</u>勸告又は指示等<u>_____</u>を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p>
	第7 略	第7 略
	<p>第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定 町は、<u>_____</u>県と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を策定するものとする。</p>	<p>第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定 町は、<u>国及び</u>県と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を策定するものとする。</p>
37	<p>第9 避難所・避難方法等の周知 町は、避難や<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法(自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p>	<p>第9 避難所・避難方法等の周知 町は、避難や<u>スクリーニング</u>、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法(自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p>
38	<u>第14節</u> 飲食物の <u>_____</u> 摂取制限 <u>及び出荷制限</u>	<u>第13節</u> 飲食物の <u>出荷制限、摂取制限等</u> <u>_____</u>
	<p>第1 飲食物の<u>_____</u>摂取制限<u>及び出荷制限</u>に関する体制整備 町は、国及び県と連携し、飲食物の<u>_____</u>摂取制限<u>及び出荷制限</u>に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>第1 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u><u>_____</u>に関する体制整備 町は、国及び県と連携し、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u><u>_____</u>に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p>
	<p>第2 飲食物の<u>_____</u>摂取制限<u>及び出荷制限</u>を行った場合の住民への供給体制の確保 町は、飲食物の<u>_____</u>摂取制限<u>及び出荷制限</u>を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>第2 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u><u>_____</u>を行った場合の住民への供給体制の確保 町は、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u><u>_____</u>を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。</p>
	<u>第15節</u> 緊急輸送活動体制の整備	<u>第14節</u> 緊急輸送活動体制の整備
	<p>第1 専門家の移送体制の整備 町は、<u>_____</u>日本原子力研究開発機構、<u>量子科学技術研究開発機構、指定公共機関</u>等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力(最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。</p>	<p>第1 専門家の移送体制の整備 町は、<u>放射線医学総合研究所、</u>日本原子力研究開発機構<u>_____</u>等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力(最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。</p>

頁	改正(新)	現行(旧)
	第2 緊急輸送路の確保体制等の整備	第2 緊急輸送路の確保体制等の整備
	1 道路交通管理体制等の整備 町は、町の管理する情報板等の道路交通関連設備 <u>も含め</u> 、緊急時の <u>道路交通管理体制</u> の整備に努めるものとする。	1 道路交通管理体制等の整備 町は、町の管理する情報板等の道路交通関連設備 <u>について</u> 、緊急時を <u>念頭に置いた</u> 整備に努めるものとする。
	2 略	2 略
39	<u>第16節</u> 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	<u>第15節</u> 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備
	第1 救助・救急活動用資機材等の整備 町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、 <u>必要な</u> 資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。	第1 救助・救急活動用資機材等の整備 町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、 <u>応急措置の実施に必要な救急救助用</u> 資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。
	第2 略	第2 略
	第3 救助・救急機能の強化 町は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、 <u>「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め</u> 、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。	第3 救助・救急機能の強化 町は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、 <u>相互</u> の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
40	<u>第17節</u> 原子力災害医療体制等の整備	<u>第16節</u> 原子力災害医療体制等の整備
	第1 略	第1 略
	第2 医療活動用資機材等の整備	第2 医療活動用資機材等の整備
	1 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県及び医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外であっても <u>PAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難とされる地域等安定ヨウ素剤</u> の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ内及びPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適切なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。	1 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県及び医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外であって <u>安定ヨウ素剤</u> の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ内及びPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適切なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。





頁	改正(新)	現行(旧)
	又は <u>指定避難所</u> _____等の位置を勘案した分散備蓄を行う <u>など</u> の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。	又は _____避難所・ <u>避難場所</u> 等の位置を勘案した分散備蓄を行う <u>等</u> の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
	<u>2 町は県とともに、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。町は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</u>	<u>(新規)</u>
3	略	3 略
	<p><u>第19節</u> 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立<u>退き</u>の _____指示等(以下「<u>避難指示等</u>」という。)を受けた地域に含まれた場合の退避先<u>の確保を進める</u> _____とともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改<u>定</u>等を行うものとする。</p>	<p><u>第18節</u> 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立<u>ち退き</u> <u>勧告又は指示</u> _____を受けた地域に含まれた場合の退避先 _____を<u>あらかじめ定めておく</u>とともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改<u>訂</u>等を行うものとする。</p>
43	<u>第20節</u> 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	<u>第19節</u> 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信
	<p>1 町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災等に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 放射線防護対策施設、屋内退避<u>施設</u>、<u>指定</u>避難所等に関すること</p>	<p>1 町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災等に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 放射線防護対策施設、屋内退避<u>所</u>、 _____避難所等に関すること</p>

頁	改正(新)	現行(旧)
	(7)～(8) 略 (9) <u>指定</u> 避難所等での運営管理、行動等に関すること <u>(夏季の熱中症予防や対処法に関することを含む)</u>	(7)～(8) 略 (9) _____避難所等での運営管理、行動等に関すること _____
	2～3 略	2～3 略
	4 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した <u>指定</u> 避難所等以外に住民が避難した場合に、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。	4 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した_____避難所等以外に住民が避難した場合に、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
	5～6 略	5～6 略
44	<u>第21節</u> 防災業務関係者の人材育成	<u>第20節</u> 防災業務関係者の人材育成
45	<u>第22節</u> 防災訓練等の実施	<u>第21節</u> 防災訓練等の実施
	第1 訓練計画の策定等	第1 訓練計画の策定等
	1 要素別訓練等の計画策定 町は、国、県、原子力事業者の支援のもと、_____自衛隊等関係機関と連携し、以下のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画 <u>を策定する</u> ものとする。 略	1 要素別訓練等の計画策定 町は、国、県、原子力事業者の支援のもと、 <u>関係市町</u> 、自衛隊等関係機関と連携し、以下のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画 <u>の策定を行う</u> ものとする。 略
	2 略	2 略
	第2 略	第2～第3 略
	第3 実践的な訓練の実施と事後評価	
	1 略	1 略
46	2 訓練の事後評価 町は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め <u>る</u> とともに、訓練終了後、国、県、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにして、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改 <u>定</u> に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。	2 訓練の事後評価 町は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め <u>て行う</u> とともに、訓練終了後、国、県、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにして、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改 <u>訂</u> に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。
	3 略	3 略
47	<u>第23節</u> 原子力発電所上空の飛行規制	<u>第22節</u> 原子力発電所上空の飛行規制
	1 東京航空局仙台空港事務所の規制措置	1 東京航空局仙台空港事務所の規制措置



頁	改正(新)	現行(旧)
	東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設 <u>附近</u> の上空の飛行はできる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行うものとする。	東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設 <u>付</u> 近の上空の飛行はできる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行うものとして <u>いる</u> 。
	2 略	2 略
48	<u>第24節</u> 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	<u>第23節</u> 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
	<u>第25節</u> 放射性物質による環境汚染への対処のための整備	<u>第24節</u> 放射性物質による環境汚染への対処のための整備
	<b>第3章 緊急事態応急対策</b>	<b>第3章 緊急事態応急対策</b>
49	第1節 基本方針 略 <u>(資料19-3「原子力災害対策指針の緊急事態区分の判断及び防護措置実施の基準等」参照)</u> <u>(資料27-1「原災法第10条第1項に基づく通報(特定事象発生通報)の基準」参照)</u> <u>(資料27-2「原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準」参照)</u>	第1節 基本方針 略 _____ _____ _____
50	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
	第1 警戒事態(Alert)等に係る通報連絡	第1 警戒事態(Alert)等に係る通報連絡
	1 原子力事業者から警戒事象等発生の通報を受けた場合	1 原子力事業者から警戒事象等発生の通報を受けた場合
	(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事象等が発生した場合は、原子力規制委員会に連絡するとともに、直ちに_____ <u>連絡</u> 系統図に準じて、町、県(原子力安全対策課及び環境放射線監視センター)、原子力防災専門官、その他防災関係機関に次に掲げる事項について警戒事象発生通報様式(資料30-3)を用いて第1報を通報するものとする。さらに、官邸(内閣官房)への連絡にも備えるものとする。 略	(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事象等が発生した場合は、原子力規制委員会に連絡するとともに、直ちに <u>緊急通報</u> 連絡系統図に準じて、町、県(原子力安全対策課及び環境放射線監視センター)、原子力防災専門官、その他防災関係機関に次に掲げる事項について警戒事象発生通報様式(資料30-3)を用いて第1報を通報するものとする。さらに、官邸(内閣官房)への連絡にも備えるものとする。 略
	(2) 略	(2) 略
	(3) 原子力規制委員会及び内閣府(原子力防災担当)は、警戒事 <u>態</u> が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置	(3) 原子力規制委員会及び内閣府(原子力防災担当)は、警戒事 <u>象</u> が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置

頁	改正(新)	現行(旧)
	<p>し、<u>原子力規制委員会は警戒事態の発生及びその後の状況について</u>、関係省庁、県、関係市町及び<u>住民等</u>に対し情報提供を行うこととされている。</p> <p>また、<u>県及び町</u>に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、<u>原子力事業所の被害状況に応じて、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備を要請</u>することとされている。</p>	<p>し、<u>_____</u>関係省庁、県、関係市町及び<u>公衆</u>に対し情報提供を行うこととされている。</p> <p>また、<u>PAZを含む市町</u>に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、<u>_____施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備など状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡</u>することとされている。</p>
	(4) 町は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、必要に応じて関係する <u>_____</u> 指定地方公共機関に連絡するものとする。	(4) 町は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、必要に応じて関係する <u>市町村及び</u> 指定地方公共機関に連絡するものとする。
51	2 略	2 略
	第2 施設敷地緊急事態(Site Area Emergency)に係る通報連絡	第2 施設敷地緊急事態(Site Area Emergency)に係る通報連絡
	1 原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合	1 原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合
	<p>(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、15分以内を目途として、<u>_____</u>連絡系統図により、町をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、<u>内閣府</u>、<u>県</u>、関係市町、<u>県警察本部</u>、<u>石巻警察署</u>、<u>石巻地区広域行政事務組合消防本部</u>、<u>宮城海上保安部</u>、<u>自衛隊</u>、<u>原子力防災専門官等</u>に同時に、特定事象発生通報様式(資料 27-4)を用いて、文書を <u>FAX</u> _____ 等で送信するものとする。</p> <p>さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。</p> <p>略</p>	<p>(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、15分以内を目途として、<u>緊急通報</u>連絡系統図により、町をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、<u>_____</u>県、関係市町、<u>県警察本部</u>、<u>石巻警察署</u>、<u>石巻地区広域行政事務組合消防本部</u>、<u>宮城海上保安部</u>、<u>自衛隊</u>、<u>原子力防災専門官等</u>に同時に、特定事象発生通報様式(資料 30-4)を用いて、文書を <u>ファクシミリ</u> 等で送信するものとする。</p> <p>さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。</p> <p>略</p>
	<p>(2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<u>_____</u>原子力緊急事態が<u>発生しているか</u>否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について町をはじめ官邸(内閣官房)、<u>内閣府</u>、<u>県</u>及び<u>県警察本部</u>及び<u>公衆</u>に連絡することとされている。</p> <p>また、PAZを含む市町に対し、<u>施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(避難先や輸送手段の確保等)</u>を行うよう連絡するものとされている。</p>	<p>(2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<u>発生の確認と</u>原子力緊急事態<u>宣言を発出すべきか</u>否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について町をはじめ官邸(内閣官房)、<u>_____</u>県及び<u>県警察本部</u>及び<u>公衆</u>に連絡することとされている。</p> <p>また、PAZを含む市町に対し、<u>_____住民の_____避難_____準備_____</u>を行うよう連絡するものとされている。</p>

頁	改正(新)	現行(旧)
	(3)～(4) 略	(3)～(4) 略
	<p>(5) 原子力<u>運転</u>検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、町をはじめ国、県に連絡することとされている。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(5) 原子力<u>保安</u>検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、町をはじめ国、県に連絡することとされている。</p> <p><u>(資料 30-1「原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報(特定事象発生通報)の基準」参照)</u></p> <p><u>(資料 30-2「原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準」参照)</u></p> <p><u>(資料 30-5「通信連絡先一覧」参照)</u></p>
52	2 県のモニタリングステーション等で施設敷地緊急事態に相当する数値を検出した場合	2 県のモニタリングステーション等で施設敷地緊急事態に相当する数値を検出した場合
	<p>(1) 県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により施設敷地緊急事態に相当する放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官<u>及び上席放射線防災専門官</u>に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。</p>	<p>(1) 県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により施設敷地緊急事態に相当する放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官_____に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。</p>
	<p>(2) 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力<u>運転</u>検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に原子力発電所の状況確認を行うよう指示することとされており、町はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p>	<p>(2) 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力<u>保安</u>検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に原子力発電所の状況確認を行うよう指示することとされており、町はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p>
	第 3 <u>町</u> 、防災関係機関の通報連絡	第 3 _____ 防災関係機関の通報連絡
	<p><u>1 宮城海上保安部の通報連絡</u></p> <p><u>原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた町は、直ちに県に通報連絡を行い当面とるべき措置についての助言を求めるとともに、管轄の消防本部に対し通報連絡を行うものとする。また、必要に応じ、管轄の警察署及び宮城海上保安部に対し通報連絡を行うものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
	<u>2</u> 宮城海上保安部の通報連絡	<u>1</u> 宮城海上保安部の通報連絡

頁	改正(新)	現行(旧)
	原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた宮城海上保安部は、第二管区海上保安本部にその旨を直ちに報告するとともに、必要に応じ、 <u>          </u> 町との通報連絡に当たるものとする。	原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた宮城海上保安部は、第二管区海上保安本部にその旨を直ちに報告するとともに、必要に応じ、 <u>関係市</u> 町との通報連絡に当たるものとする。
	<p><u>3</u> 石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた石巻地区広域行政事務組合消防本部は、直ちに所属消防署に通報し必要な指示を行うとともに、必要に応じ、関係消防本部及び<u>          </u>町と通報連絡を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;"><u>(資料27-5「通信連絡先一覧」参照)</u></p>	<p><u>2</u> 石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた石巻地区広域行政事務組合消防本部は、直ちに所属消防署に通報し必要な指示を行うとともに、必要に応じ、関係消防本部及び<u>関係市</u>町と通報連絡を行うものとする。</p>
54	第4 応急対策活動情報の連絡	第4 応急対策活動情報の連絡
	1 施設敷地緊急事態に係る応急対策活動情報、被害情報等の連絡	1 施設敷地緊急事態に係る応急対策活動情報、被害情報等の連絡
	(1)原子力事業者は、町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、 <u>          </u> 県警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に原子力発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。	(1)原子力事業者は、町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、 <u>関係市町</u> 、県警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に原子力発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。
	略	略
	(2)～(3) 略	(2)～(3) 略
	(4) 町は、防災関係機関との間において、原子力事業者及び国 <u>          </u> から通報連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。	(4) 町は、防災関係機関との間において、原子力事業者及び国 <u>(原子力防災専門官を含む。)</u> から通報連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
	(5) 略	(5) 略
	2 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動、災害情報等）	2 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動、災害情報等）
	(1) 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。	(1) 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。
	町の災害対策本部は、県の現地災害対策本部、国の原子力災害現地対	









頁	改正(新)	現行(旧)
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">本部長 〔町長〕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">副本部長 〔副町長〕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事務局長 〔企画課長〕</div> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事務局次長 〔総務課長〕 〔産業振興課長〕 〔建設課長〕</div> </div> <div style="width: 20%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">企画課 1 警戒本部の運営に関する こと。 2 国、県及び原子力事業者と の通報連絡並びに事故状況 の把握に関すること。 3 防災関係機関との通報連絡 に関すること。 4 モニタリング情報等の収集 に関すること。 5 緊急時モニタリングに対す る協力に関すること。 6 消防団等との通報連絡に関 すること。 総務課 1 職員の動員配備に関する こと。 2 町内関係機関との通報連絡 に関すること。 3 広報及び防災行政無線の使 用制限に関すること。 産業振興課 1 町内水産関係団体等からの 情報収集に関すること。 建設課 1 町内道路状況等の情報収集 に関すること。</div> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">本部長 〔町長〕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">副本部長 〔副町長〕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事務局長 〔企画課長〕</div> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事務局次長 〔総務課長〕 〔産業振興課長〕 〔建設課長〕</div> </div> <div style="width: 20%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">企画課 1 警戒本部の運営に関する こと。 2 国、県及び原子力事業者と の通報連絡並びに事故状況 の把握に関すること。 3 防災関係機関との通報連絡 に関すること。 4 モニタリング情報等の収集 に関すること。 5 緊急時モニタリングに対す る協力に関すること。 6 消防団等との通報連絡に関 すること。 総務課 1 職員の動員配備に関する こと。 2 町内関係機関との通報連絡 に関すること。 3 広報及び広報無線の使 用制限に関すること。 産業振興課 1 町内水産関係団体等からの 情報収集に関すること。 建設課 1 町内道路状況等の情報収集 に関すること。</div> </div> </div>
60	第2 略	第2 略
61	第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立	第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立
	第1 町の緊急事態応急対策活動体制	第1 町の緊急事態応急対策活動体制
	1 災害対策本部の設置基準及び体制	1 災害対策本部の設置基準及び体制
	(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
	(3) 災害対策本部の組織及び分掌事務 略  (資料 1-3 「女川町災害対策本部運営要綱」 参照)	(3) 災害対策本部の組織及び分掌事務 略  (資料31-3 「女川町災害対策本部組織図」 参照)
	(4) 災害対策本部事務局	(4) 災害対策本部事務局

頁	改正(新)	現行(旧)																								
	<p>町の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>充 当 職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>総務課長</td> <td>事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	充 当 職	職 務	略	略	略	次長	総務課長	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。	略	略	略	<p>町の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>充 当 職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>総務課長</td> <td>事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	充 当 職	職 務	略	略	略	次長	総務課長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。	略	略	略
職名	充 当 職	職 務																								
略	略	略																								
次長	総務課長	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。																								
略	略	略																								
職名	充 当 職	職 務																								
略	略	略																								
次長	総務課長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。																								
略	略	略																								
62	2～3 略	2～3 略																								
63	<p>4 国等との情報の共有等</p> <p>町は、対策拠点施設等に派遣された町の職員に対し、町が行う災害対策の状況、緊急事態応急対策の状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国の現地事故対策連絡会議などにおいて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p>	<p>4 国等との情報の共有等</p> <p>町は、対策拠点施設等に派遣された町の職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態災害対策の状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国の現地事故対策連絡会議などにおいて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p>																								
	5～7 略	5～7 略																								
	<p>第2 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>原子力災害現地対策本部長： 内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等） 事務局長： 内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員） 原子力災害現地対策本部員その他の職員</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>関係市町</td> <td>災害対策副本部長 又は当該市町の災害対策本部の災害対策本部長 その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	構成員	国	原子力災害現地対策本部長： 内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等） 事務局長： 内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員） 原子力災害現地対策本部員その他の職員	略	略	関係市町	災害対策副本部長 又は当該市町の災害対策本部の災害対策本部長 その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者	略	略	<p>第2 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>原子力災害現地対策本部長： 内閣府副大臣 _____（又は内閣府大臣政務官 _____） 事務局長： 内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員） 原子力災害現地対策本部員その他の職員</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>関係市町</td> <td>災害対策副本部長 _____その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	構成員	国	原子力災害現地対策本部長： 内閣府副大臣 _____（又は内閣府大臣政務官 _____） 事務局長： 内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員） 原子力災害現地対策本部員その他の職員	略	略	関係市町	災害対策副本部長 _____その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者	略	略				
関係機関	構成員																									
国	原子力災害現地対策本部長： 内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等） 事務局長： 内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員） 原子力災害現地対策本部員その他の職員																									
略	略																									
関係市町	災害対策副本部長 又は当該市町の災害対策本部の災害対策本部長 その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者																									
略	略																									
関係機関	構成員																									
国	原子力災害現地対策本部長： 内閣府副大臣 _____（又は内閣府大臣政務官 _____） 事務局長： 内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員） 原子力災害現地対策本部員その他の職員																									
略	略																									
関係市町	災害対策副本部長 _____その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者																									
略	略																									
64	第3～第4 略	第3～第4 略																								
	第5 応援要請及び職員の派遣要請等	第5 応援要請及び職員の派遣要請等																								
	1 応援要請	1 応援要請																								

頁	改正(新)	現行(旧)
	(1) 略	(1) 略
	<u>(2) 本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対し、防災要員の派遣を要請するものとする。</u>	<u>(新規)</u>
65	<u>(3) 略</u>	<u>(2) 略</u>
	2 略	2 略
	<u>3 防災関係機関等に対する協力要請</u> <u>本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、地方公共団体その他の執行機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、必要な人員等の協力を要請するものとする。</u>	<u>(新規)</u>
	第6 略	第6 略
	第7 原子力被災者生活支援チームとの連携 略 <u>また、原子力被災者生活支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。</u> 略	第7 原子力被災者生活支援チームとの連携 略 _____ _____ _____ 略
66	第8 防災業務関係者の安全確保	第8 防災業務関係者の安全確保
	1～2 略	1～2 略
	3 防災業務関係者の放射線防護	3 防災業務関係者の被ばく管理
	(1) <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、放射線防護に係る指標を定めるものとする。なお、指標の設定に当たっては、表「防災業務関係者の防護指標」を参考にすることを基本とする。</u>	<u>(新規)</u>
	(2) <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、定められた防災業務関係者の放射線防護に係る指標に基づき行うものとする。</u>	(1) <u>防災業務関係者の被ばく管理</u> については、 <u>表「防災業務関係者の防護指標」</u> に基づき行うものとする。



頁	改正(新)	現行(旧)																																																																																								
	<p><u>急かつやむを得ない作業を実施する場合(男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性)</u></p> <p>等価線量  <u>眼の水晶体：300mSv</u>  <u>皮膚：1Sv</u></p> <p>※この他詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる</p>																																																																																									
68	<p style="text-align: center;">災害対策本部の組織</p> <p style="text-align: center;">本 部 (本部員会議)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部長</td> <td style="width: 15%;">町長</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害対策本部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>副町長 教育長</td> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>企画課長 総務課長 総務班</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本部員</td> <td rowspan="10">企画課長 総務課長 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 建設課長 産業振興課長 上下水道課長 会計課長 教育局長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長</td> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>総務課長 会計課長 議会事務局長 総務班、財務管財班、 広報班 総務班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害对生活部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>町民生活課長 総務班、生活班、 環境班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>税務課長 援護班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害健康福祉部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>健康福祉課長 総務班、福祉班、 救護班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>次席責任者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害建設部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>建設課長 総務班、土木建築班、 漁港班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>次席責任者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害産業部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>産業振興課長 総務班、水産班、 農林班、商工班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>次席責任者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害上下水道部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>上下水道課長 水道班、下水道班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>次席責任者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害教育部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>教育局長 総務班、文教班、 社会教育班、 社会体育班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>次席責任者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害消防団</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連絡員</td> <td>各災害対策部総務班長 防災関係機関派遣 職員 (アドバイザー)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	本部長	町長	災害対策本部		副本部長	副町長 教育長	部長	企画課長 総務課長 総務班	本部員	企画課長 総務課長 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 建設課長 産業振興課長 上下水道課長 会計課長 教育局長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長	副本部長	総務課長 会計課長 議会事務局長 総務班、財務管財班、 広報班 総務班	災害对生活部		部長	町民生活課長 総務班、生活班、 環境班	副本部長	税務課長 援護班	災害健康福祉部		部長	健康福祉課長 総務班、福祉班、 救護班	副本部長	次席責任者	災害建設部		部長	建設課長 総務班、土木建築班、 漁港班	副本部長	次席責任者	災害産業部		部長	産業振興課長 総務班、水産班、 農林班、商工班	副本部長	次席責任者	災害上下水道部		部長	上下水道課長 水道班、下水道班	副本部長	次席責任者	災害教育部		部長	教育局長 総務班、文教班、 社会教育班、 社会体育班	副本部長	次席責任者	災害消防団		連絡員	各災害対策部総務班長 防災関係機関派遣 職員 (アドバイザー)			<p style="text-align: center;">災害対策本部の組織</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部(本部員会議)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部長</td> <td style="width: 15%;">町長</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害対策本部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>副町長 (総務民生局) 副町長 (まちづくり整備局) 教育長</td> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>企画課、総務課、会計課、 議会事務局</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本部員</td> <td rowspan="10">企画課長 総務課長 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 復興推進課長 建設課長 産業振興課長 会計課長 教育総務課長 生涯学習課長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長</td> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>災害对生活部 町民生活課、税務課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害健康福祉部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>健康福祉課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害建設部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>建設課、復興推進課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害産業部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>産業振興課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害教育部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>教育総務課、生涯学習課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害消防団</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連絡員</td> <td>各災害対策部総務班長 防災関係機関派遣職員 (アドバイザー)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	本部長	町長	災害対策本部		副本部長	副町長 (総務民生局) 副町長 (まちづくり整備局) 教育長	部長	企画課、総務課、会計課、 議会事務局	本部員	企画課長 総務課長 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 復興推進課長 建設課長 産業振興課長 会計課長 教育総務課長 生涯学習課長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長	部長	災害对生活部 町民生活課、税務課	災害健康福祉部		部長	健康福祉課	災害建設部		部長	建設課、復興推進課	災害産業部		部長	産業振興課	災害教育部		部長	教育総務課、生涯学習課	災害消防団		連絡員	各災害対策部総務班長 防災関係機関派遣職員 (アドバイザー)		
本部長	町長	災害対策本部																																																																																								
副本部長	副町長 教育長	部長	企画課長 総務課長 総務班																																																																																							
本部員	企画課長 総務課長 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 建設課長 産業振興課長 上下水道課長 会計課長 教育局長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長	副本部長	総務課長 会計課長 議会事務局長 総務班、財務管財班、 広報班 総務班																																																																																							
		災害对生活部																																																																																								
		部長	町民生活課長 総務班、生活班、 環境班																																																																																							
		副本部長	税務課長 援護班																																																																																							
		災害健康福祉部																																																																																								
		部長	健康福祉課長 総務班、福祉班、 救護班																																																																																							
		副本部長	次席責任者																																																																																							
		災害建設部																																																																																								
		部長	建設課長 総務班、土木建築班、 漁港班																																																																																							
		副本部長	次席責任者																																																																																							
災害産業部																																																																																										
部長	産業振興課長 総務班、水産班、 農林班、商工班																																																																																									
副本部長	次席責任者																																																																																									
災害上下水道部																																																																																										
部長	上下水道課長 水道班、下水道班																																																																																									
副本部長	次席責任者																																																																																									
災害教育部																																																																																										
部長	教育局長 総務班、文教班、 社会教育班、 社会体育班																																																																																									
副本部長	次席責任者																																																																																									
災害消防団																																																																																										
連絡員	各災害対策部総務班長 防災関係機関派遣 職員 (アドバイザー)																																																																																									
本部長	町長	災害対策本部																																																																																								
副本部長	副町長 (総務民生局) 副町長 (まちづくり整備局) 教育長	部長	企画課、総務課、会計課、 議会事務局																																																																																							
本部員	企画課長 総務課長 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 復興推進課長 建設課長 産業振興課長 会計課長 教育総務課長 生涯学習課長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長	部長	災害对生活部 町民生活課、税務課																																																																																							
		災害健康福祉部																																																																																								
		部長	健康福祉課																																																																																							
		災害建設部																																																																																								
		部長	建設課、復興推進課																																																																																							
		災害産業部																																																																																								
		部長	産業振興課																																																																																							
		災害教育部																																																																																								
		部長	教育総務課、生涯学習課																																																																																							
		災害消防団																																																																																								
連絡員	各災害対策部総務班長 防災関係機関派遣職員 (アドバイザー)																																																																																									

頁	改正(新)	現行(旧)																						
	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 50px;">部長</td> <td>女川町消防団長</td> <td rowspan="2">総務班、警防班</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>女川町消防団副団長</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3">災対消防部</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>女川消防署長</td> <td rowspan="2">総務班、予防班、 警防班</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>女川消防署副署長</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	部長	女川町消防団長	総務班、警防班	副部長	女川町消防団副団長	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3">災対消防部</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>女川消防署長</td> <td rowspan="2">総務班、予防班、 警防班</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>女川消防署副署長</td> </tr> </table>			災対消防部			部長	女川消防署長	総務班、予防班、 警防班	副部長	女川消防署副署長	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">災対消防部</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">二</td> </tr> </table>	災対消防部			二		
部長	女川町消防団長	総務班、警防班																						
副部長	女川町消防団副団長																							
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3">災対消防部</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>女川消防署長</td> <td rowspan="2">総務班、予防班、 警防班</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>女川消防署副署長</td> </tr> </table>			災対消防部			部長	女川消防署長	総務班、予防班、 警防班	副部長	女川消防署副署長														
災対消防部																								
部長	女川消防署長	総務班、予防班、 警防班																						
副部長	女川消防署副署長																							
災対消防部																								
二																								
69	第5節 住民等への的確な情報伝達活動	第5節 住民等への的確な情報伝達活動																						
	第1 住民等への情報伝達活動	第1 住民等への情報伝達活動																						
	1～3 略	1～3 略																						
	<p>4 適切な情報の提供</p> <p>町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果等の参考情報）、<u>安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度測定</u>の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や<u>指定避難所</u>等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。</p> <p>なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うこととする。</p> <p>この際、町が行う情報伝達事項は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原子力災害に係る対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所における対応状況</li> <li>・町<u>          </u>及び<u>県並びに国</u>、防災関係機関の対応状況</li> </ul> <p>(3) 略</p> <p>(4) 住民等のとるべき行動及び注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制、避難経路及び<u>指定避難所</u>等</li> <li>・<u>飲食物</u>の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況</li> </ul> <p>(5) 略</p>	<p>4 適切な情報の提供</p> <p>町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果等の参考情報）、<u>農林畜水産物</u>の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や<u>      </u>避難所・<u>避難場所</u>等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。</p> <p>なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うこととする。</p> <p>この際、町が行う情報伝達事項は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原子力災害に係る対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所における対応状況</li> <li>・町、<u>国、県</u>及び<u>          </u>防災関係機関の対応状況</li> </ul> <p>(3) 略</p> <p>(4) 住民等のとるべき行動及び注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制、避難経路及び<u>      </u>避難所・<u>避難場所</u>等</li> <li>・<u>農林畜水産物</u>の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況</li> </ul> <p>(5) 略</p>																						
70	5 略	5 略																						



頁	改正(新)	現行(旧)
	<p>6 様々な情報伝達手段の活用 略</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所等にいる<u>避難者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	<p>6 様々な情報伝達手段の活用 略</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所等にいる<u>被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>
	7 略	7 略
	第2 略	第2 略
	<u>第3 町の行う広報及び指示伝達</u>	<u>(新規)</u>
	<p><u>1 住民等への広報</u></p> <p><u>町長は、あらかじめ定めるところにより住民等に対して次の事項について広報を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 災害の状況及び今後の予測</u></p> <p><u>(2) 町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況</u></p> <p><u>(3) 地区（行政区画）別の住民等のとるべき行動及び注意事項</u></p> <p><u>(4) その他必要と認める事項</u></p>	<u>(新規)</u>
71	<p><u>2 情報の指示・伝達</u></p> <p><u>町は、住民等に対し、防災行政無線、有線放送、緊急速報メール、広報車、立看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、要員及び機材が不足する場合は、知事（本部長）に対し応援を要請することができるものとする。</u></p>	<u>(新規)</u>
73	<p>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>町は、<u>                    </u>緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。</p> <p>略</p> <p><u>(資料28-2「宮城県緊急時モニタリング計画」参照)</u></p>	<p>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>町は、<u>県が実施する</u>緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。</p> <p>略</p>
74	第7節 屋内退避、避難の <u>受入れ</u> 等の防護活動	第7節 屋内退避、避難 <u>収容</u> 等の防護活動



頁	改正(新)	現行(旧)
	<p>に、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、災害の状況に応じて屋内退避や段階的避難の対応を行うこととする。</p> <p>また、町は、国及び県の指示又は<u>自ら</u>の判断により原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととする。</p> <p><u>県及び町は、全面的緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における指示内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県及び町は国とそれぞれ実施する対策について相互に協力するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>PAZ内の避難者の数及び避難の方針</u></li> <li>・ <u>UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針</u></li> <li>・ <u>避難ルート、避難先の概要</u></li> <li>・ <u>移動手段の確保見込み</u></li> <li>・ <u>その他必要な事項</u></li> </ul> <p>略</p> <p>ニ 町は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、緊急時モニタリングの結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国及び県の指導・助言、指示及び放射性物質に係る汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する避難・<u>一時移転又は</u> <u>屋内退避の</u> _____ <u>指示等</u>の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p>	<p>に、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、災害の状況に応じて屋内退避や段階的避難の対応を行うこととする。</p> <p>また、町は、国及び県の指示又は<u>独自</u>の判断により原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>略</p> <p>ニ 町は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、緊急時モニタリングの結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国及び県の指導・助言、指示及び放射性物質に係る汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する避難 <u>又は</u>一時移転 <u>もしくは</u>屋内退避の <u>ための立ち退きの勧告又は指示</u> _____ の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p>



頁	改正(新)	現行(旧)
	<p><u>チ</u> 町の区域を越えて避難や一時移転等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難や一時移転が必要な区域の市町村に対し<u>広域避難所</u> _____ となる施設を示すこととされている。</p> <p><u>リ</u> 略</p>	<p><u>ト</u> 町の区域を越えて避難や一時移転等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難や一時移転が必要な区域の市町村に対し _____ <u>避難所・避難場所等</u> となる施設を示すこととされている。</p> <p><u>チ</u> 略</p>
76	2 指定避難所等	2 指定避難所等
	<p>(1) 町は、県と連携し、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民等に対する周知徹底するものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備するものとする。</u></p>	<p>(1) 町は、県と連携し、<u>緊急時に必要に応じ指定避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所・避難場所等として開設するものとする。</u></p>
	<p><u>(2) 町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
	<p><u>(3) 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
	<p><u>(4) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
	<p><u>(5) 略</u></p>	<p><u>(2) 略</u></p>

頁	改正(新)	現行(旧)
	<p>(6) 町は、県の協力のもと、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、<u>し尿及びごみ処理</u>の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(3) 町は、県の協力のもと、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>簡易ベッド</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、<u>ごみ処理</u>の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u></p>
77	<p>(7) 町は、<u>指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
	<p>(8) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、<u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p><u>感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を講ずるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
	<p>(9) 町は、厚生労働省及び県と連携し、指定避難所等における<u>避難者</u>は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、<u>避難者</u>の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p>	<p>(4) 町は、厚生労働省及び県と連携し、指定避難所等における<u>被災者</u>は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、<u>被災者</u>の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p>



頁	改正(新)	現行(旧)
	<p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等で受入れ、介護職員等の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、NPO、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、町は県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、町は県と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の<u>良好な</u>衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等で受入れ、介護職員等の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、NPO、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、町は県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、町は県と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の<u>      </u>衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p>
	<p>(10) 町は、県の協力の下、指定避難所等の<u>設置・運営</u>における女性の参画を推進するとともに、男女<u>及び性的マイノリティ(LGBT等)</u>などの<u>多様な性</u>のニーズの違いや<u>多様な生活者の</u>視点等に配慮するものとする。特に、<u>授乳室や女性及び性的マイノリティに配慮した物干し場、更衣室</u>の設置や<u>女性</u>生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>男女ペア(女性2名以上)</u>による巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難場所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭等<u>多様な生活者</u>のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。</p>	<p>(5) 町は、県の協力の下、指定避難所等の<u>      </u>運営における女性の参画を推進するとともに、男女<u>      </u>のニーズの違い<u>等男女双方の</u>視点等に配慮するものとする。特に、<u>女性専用</u>物干し場、更衣室、<u>授乳室</u>の設置や<u>      </u>生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>避難所・</u><u>      </u>避難場所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭<u>      </u>のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。</p>
78	<p>(11) 町は、<u>県と連携し、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するとともに、性的マイノリティ(LGBT等)に配慮するため、多目的トイレを設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
	<p>(12) 町は、<u>県と連携し、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

頁	改正(新)	現行(旧)
	(13) 町は、国及び県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び <u>受入</u> 状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、 <u>          </u> ホテル・ <u>旅館</u> 等への移動を避難者に促すものとする。	(6) 町は、国及び県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び <u>収容</u> 状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、 <u>旅館</u> やホテル <u>          </u> 等への移動を避難者に促すものとする。
	(14) 町は、国及び県の協力の下、災害の規模等に鑑み <u>          </u> 、 <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u>	(7) 町は、国及び県の協力の下、災害の規模等に鑑み <u>て</u> 、 <u>避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</u>
	(15) 略	(8) 略
	<u>3 広域避難</u>	<u>(新規)</u>
	(1) <u>町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要するときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u>	<u>(新規)</u>
	(2) <u>町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u>	<u>(新規)</u>
	(3) <u>国、県、町及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u>	<u>(新規)</u>
	(4) <u>国の原子力災害対策本部等、指定行政機関、公共機関、県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u>	<u>(新規)</u>
79	<u>4 広域一時滞在</u>	<u>3 広域一時滞在</u>

頁	改正(新)	現行(旧)
	(1) 町は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、 <u>受入</u> 状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び <u>広域</u> 避難所、応急仮設住宅等への <u>受入</u> が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難者受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める <u>ことができる</u> 。	(1) 町は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、 <u>収容</u> 状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び <u>      </u> 避難所、応急仮設住宅等への <u>収容</u> が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難者受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める <u>ものとする</u> 。
	(2) 略	(2) 略
	<u>5</u> 安定ヨウ素剤の服用	<u>4</u> 安定ヨウ素剤の服用
	(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示 略 町は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示又は <u>自ら</u> の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を <u>指示</u> <u>      </u> するものとする。	(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示 略 町は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示又は <u>独自</u> の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用 <u>指示</u> を <u>伝達</u> するものとする。
	(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示 略 町は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は <u>自ら</u> の判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を <u>指示</u> <u>      </u> するものとする。	(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示 略 町は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は <u>独自</u> の判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用の <u>指示</u> <u>又は指示を伝達</u> するものとする。
	<u>6</u> 要配慮者等への配慮	<u>5</u> 要配慮者等への配慮
	(1) 略	(1) 略
80	(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、 <u>屋内退避又は避難の</u> <u>      </u> 指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関へ転院 <u>      </u> させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合 <u>(避難開始時及び避難完了時)</u> は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。 略	(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、 <u>      </u> 避難の <u>勧告・指示</u> 等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関へ転院 <u>又は屋内退避</u> させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合 <u>      </u> は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。 略
	(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、 <u>屋内退避又は避難の</u> <u>      </u> 指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、	(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、 <u>      </u> 避難の <u>勧告・指示</u> 等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、

頁	改正(新)	現行(旧)
	<p>職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を_____屋内退避又は避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合(避難開始時及び避難完了時)は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>略</p>	<p>職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避_____させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合_____は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>略</p>
	<p><u>7</u> 学校等施設における防護措置</p> <p>PAZにおいては、警戒事態で生徒等を保護者へ引き渡すものとする。保護者への引き渡しができなかった生徒等は、施設敷地緊急事態で、教職員等引率のもと避難し、避難所で保護者に引き渡すものとする。</p> <p>UPZにおいては、警戒事態で生徒等の帰宅又は保護者への引き渡しを開始するものとする。引き渡しができなかった生徒等は、全面緊急事態で屋内退避させるものとする。</p> <p>学校等施設は、保護者への引き渡しや、屋内退避等の防護措置の実施状況について、随時、関係市町災害対策本部と共有を図るものとする。</p>	<p><u>6</u> 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難又は屋内退避させるものとする。</p> <p>また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定められたルールに基づき生徒等を保護者に引き渡した場合は、県又は町に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p>
	<p><u>8</u> 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>駅等の不特定多数の者が利用する施設は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難の_____指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、屋内退避又は避難_____させるものとする。</p>	<p><u>7</u> 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>駅等の不特定多数の者が利用する施設は、原子力災害が発生し、_____避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難_____又は屋内退避させるものとする。</p>
	<p><u>9</u> 警戒区域設定、避難指示等の実効を上げるための措置</p> <p>町は、警戒区域若しくは避難_____指示等を行った区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が侵入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるものとする</p>	<p><u>8</u> 警戒区域設定、避難指示等の実効を上げるための措置</p> <p>町は、警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した_____区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が侵入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告等の実効を上げるために必要な措置をとるものとする</p>
	<p><u>10</u> 飲食物、生活必需品等の供給</p>	<p><u>9</u> 飲食物、生活必需品等の供給</p>
	<p>(1) 町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、_____毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。</p> <p>なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。</p>	<p>(1) 町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、_____燃料及び毛布等の生活必需品等を_____調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。</p> <p>なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。</p>

頁	改正(新)	現行(旧)
	<p>また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ</u>、夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや女性及び子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。</p>	<p>また、<u>_____</u>夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや女性及び子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。</p>
81	(2) 略	(2) 略
	<p>(3) 町及び県は、<u>備蓄物資の状況等を踏まえ</u>、供給すべき物資が不足し、<u>自ら調達することが困難</u>である場合には国（物資関係省庁）や国の原子力災害対策本部及び全国知事会等に物資の調達を要請するものとする。</p>	<p>(3) 町及び県は、<u>_____</u>供給すべき物資が不足し、<u>調達の必要が</u>ある場合には国（物資関係省庁）や国の原子力災害対策本部及び全国知事会等に物資の調達を要請するものとする。</p>
	第2 <u>自らの</u> 判断による措置	第2 <u>独自の</u> 判断による措置
	<p>1 防護対策地区の決定          県は、不測の事態等が発生し、国の指示等がない段階で独自の判断により避難や屋内退避等の防護措置を判断する必要がある場合は、住民等に対する防護対策地区の検討にあたり、必要に応じて専門家等の助言や国(指定地方行政機関等)の助言を得て、気象状況、放射性物質の放出状況、緊急時モニタリングの結果等を勘案し、<u>緊急時モニタリング地点と防護措置単位図</u>（資料29-1）等を参考とし、防災対策に係る行政区画等の単位を踏まえ、防護対策地区の選定を行うとともに、必要に応じて関係市町に防護措置を指示するものとされている。</p>	<p>1 防護対策地区の決定          県は、不測の事態等が発生し、国の指示等がない段階で独自の判断により避難や屋内退避等の防護措置を判断する必要がある場合は、住民等に対する防護対策地区の検討にあたり、必要に応じて専門家等の助言や国(指定地方行政機関等)の助言を得て、気象状況、放射性物質の放出状況、緊急時モニタリングの結果等を勘案し、<u>方位・距離別の防災対策区域図</u>（資料32-1）等を参考とし、防災対策に係る行政区画等の単位を踏まえ、防護対策地区の選定を行うとともに、必要に応じて関係市町に防護措置を指示するものとされている。</p>
	2 略	2 略
82	3 防護措置に係る指示伝達等	3 防護措置に係る指示伝達等
	(1) 略	(1) 略
	(2) 避難に係る指示伝達等	(2) 避難に係る指示伝達等
	<p>イ 町は、避難を行う場合は、あらかじめ定める計画に基づき、避難所<u>_____</u>、<u>避難経路_____</u>等を決定するとともに、防護対策地区内の住民等に対し、避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮するよう指示するものとする。</p> <p>ロ 略</p>	<p>イ 町は、避難を行う場合は、あらかじめ定める計画に基づき、避難所・<u>避難場所</u>、<u>_____</u>経路、<u>集合場所</u>等を決定するとともに、防護対策地区内の住民等に対し、避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮するよう指示するものとする。</p> <p>ロ 略</p>







頁	改正(新)	現行(旧)
	<p>及び<u>広域避難所</u> _____ の設置を要請することとされている。</p> <p>また、必要に応じ、職員を派遣し、避難<u>受入れ</u>等の指導に当たらせるものとされている。</p> <p>ロ 町の措置</p> <p>県から要請を受けた場合、_____ 町長は、地域防災計画等に定める<u>指定避難所等</u> _____ を提供し、必要な協力活動を実施する<u>ものとする</u> _____。</p> <p>この場合、町は、避難者の輸送に努めるとともに、<u>広域避難所</u> _____ に職員を派遣して、受入れ市町村との連絡及び避難者への対応等に当たらせるものとする。</p>	<p>及び _____ 避難所・<u>避難場所等</u> の設置を要請することとされている。</p> <p>また、必要に応じ、職員を派遣し、避難<u>収容</u> 等の指導に当たらせるものとされている。</p> <p>ロ 町の措置</p> <p>県から要請を受けた場合、<u>周辺市町村</u>は、地域防災計画等に定める _____ <u>避難所・避難場所等</u>を提供し、必要な協力活動を実施する<u>こととされている</u>。</p> <p>この場合、町は、避難者の輸送に努めるとともに、 _____ <u>避難所・避難場所</u>に職員を派遣して、受入れ市町村との連絡及び避難者への対応等に当たらせるものとする。</p>
84	<p>(5) 避難者の輸送</p> <p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとされている。</p> <p>町は、避難を要する住民等を<u>一時</u>集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>感染症流行下においては、町は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。</u></p>	<p>(5) 避難者の輸送</p> <p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとされている。</p> <p>町は、避難を要する住民等を<u>指定</u>集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	5～6 略	5～6 略
85	<p>第7節の2 治安の確保及び火災の予防</p> <p>1 治安の確保</p> <p>町は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難 _____ 指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。</p>	<p>第7節の2 治安の確保及び火災の予防</p> <p>1 治安の確保</p> <p>町は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難<u>のための立ち退きの勧告又は</u>指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。</p>
	2 略	2 略

頁	改正(新)	現行(旧)
	第7節の3 飲食物の_____摂取制限及び出荷制限	第7節の3 飲食物の出荷制限、摂取制限等_____
	1 飲食物の検査 町は、_____ _____ _____必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。	1 飲食物の検査 町は、OILによるスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請又は独自の判断により飲食物の検査を実施する。 また、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
	2 _____摂取制限及び出荷制限の措置等 町は、OIL等_____を踏まえた国、県の指示_____に基づき、_____必要な_____摂取制限及び出荷制限並びにこれらの措置の解除を実施するものとする。	2 出荷制限、摂取制限等_____の措置_____ 町は、OILや食品衛生法上の基準値を踏まえた国、県の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な出荷制限、摂取制限等_____を実施するものとする。
	3 飲料水及び飲食物の供給 町は、飲料水、飲食物の_____摂取制限及び出荷制限等の措置を講じた場合等において、女川町地域防災計画〔第2編風水害等災害対策〕第2章9節の「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に基づき、県と協力して住民等への応急措置を講ずるものとする。	3 飲料水及び飲食物の供給 町は、飲料水、飲食物の出荷制限、摂取制限_____等の措置を講じた場合等において、女川町地域防災計画〔第2編風水害等災害対策〕第2章13節の「食料、飲料水及び生活物資の確保_____」に基づき、県と協力して住民等への応急措置を講ずるものとする。
86	第8節 緊急輸送活動	第8節 緊急輸送活動
	第1 緊急輸送活動	第1 緊急輸送活動
	1 緊急輸送の範囲及び順位	1 緊急輸送の範囲及び順位
	(1) 略	(1) 略
	(2) 第2順位 ○屋内退避施設、指定避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材 ○避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域から優先的に避難） ○災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送（国の専門家、緊急時モニタリング要員等）	(2) 第2順位 ○屋内退避所、指定避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材 ○避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域から優先的に避難） ○災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送（国の専門家、緊急時モニタリング要員等）
	(3)～(5) 略	(3)～(5) 略
	2 略	2 略
87	第9節 略	第9節 略



頁	改正(新)	現行(旧)
	<p>2 _____ 拠点病院における対応            _____ 拠点病院は、汚染の有無にかかわらず _____ 傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばく傷病者等に対しては適切な診療等を行う _____。</p>	<p>2 <u>原子力災害</u>拠点病院における対応  <u>原子力災害</u>拠点病院は、汚染の有無に関わらず搬送されたかかわらず傷病者を受け入れ、 _____ 被ばくがある場合には適切な診療等を行うものとされている。</p>
	<p>3 _____ 協力機関の対応            _____ 協力機関は、被ばく傷病者等に対する初期診療及び救急診療の提供等、県や拠点病院が行う原子力災害医療活動に準じた応急対策等に協力する _____。</p>	<p>3 <u>原子力災害医療</u>協力機関の対応            原子力災害医療協力機関は、実施できる機能に応じて、原子力災害拠点病院や県等 _____ が行う原子力災害医療活動に準じた応急対策等を支援するものとされている。</p>
	<p>4 高度被ばく医療支援センターへの搬送            _____ 拠点病院で診療等の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、原子力災害医療活動に準じて関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター（弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究所開発機構、<u>福井大学</u>、広島大学、長崎大学）に搬送するものとされている。</p>	<p>4 高度被ばく医療支援センターへの搬送  <u>原子力災害</u>拠点病院で診療等の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、原子力災害医療活動に準じて関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター（弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究所開発機構、 _____ 広島大学、長崎大学）に搬送するものとされている。</p>
	5 略	5 略
92	<p>第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策            _____            _____            _____            運搬中の核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うことになる。            略</p>	<p>第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策  <u>核燃料物質等の運搬中の事故については、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うこととされている。</u>            運搬中に<u>事故が _____</u>発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うことになる。            略</p>
	1 略	1 略
93	2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置	2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置

頁	改正(新)	現行(旧)
	(1) 略	(1) 略
	(2) 石巻警察署、消防署、宮城海上保安部の措置 イ 事故の通報を受けた石巻警察署は、直ちにその旨を警察本部に <u>報告</u> するとともに、 <u>事故状況の把握に努め</u> 、事故__状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、 <u>避難誘導、交通規制、救助等必要な措置</u> を実施する <u>ものとする</u> 。 略	(2) 石巻警察署、消防署、宮城海上保安部の措置 イ 事故の通報を受けた石巻警察署は、直ちにその旨を警察本部に <u>連絡</u> するとともに、_____事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、 <u>所要の_____</u> 措置を実施する <u>こととされている</u> 。 略
94	第13節 自発的支援の受入れ等	第13節 自発的支援の受入れ等
	第1 ボランティアの受入れ等	第1 ボランティアの受入れ等
	<u>1</u> 町は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、放射線防護を要する状況を踏まえ、老人介護や通訳等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。 また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。	<u>  </u> 町は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、放射線防護を要する状況を踏まえ、老人介護や通訳等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。 また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。
	<u>2</u> 町が、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。	<u>(新規)</u>
	第2 略	第2 略
95	第14節 行政機関の業務継続に係る措置	第14節 行政機関の業務継続に係る措置
	1 町は、庁舎の所在地が避難_____指示等を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、退避先を住民等へ周知する。 なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。	1 町は、庁舎の所在地が避難 <u>のため立ち退きの勧告又は指示</u> を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、退避先を住民等へ周知する。 なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

頁	改正(新)	現行(旧)
	2 略	2 略
	<b>第4章 原子力災害中長期対策 略</b>	<b>第4章 原子力災害中長期対策 略</b>
96	第1節～第5節 略	第1節～第5節 略
97	第6節 災害地域住民に係る記録等の作成	第6節 災害地域住民に係る記録等の作成
	<p>1 災害地域住民の記録</p> <p>町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨の証明や_____避難所、<u>避難経路</u>等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。</p>	<p>1 災害地域住民の記録</p> <p>町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、<u>また</u>、避難所_____等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。</p>
	2～3 略	2～3 略
	第7節 略	第7節 略
98	第8節 被災者等の生活再建等の支援	第8節 被災者等の生活再建等の支援
	1～3 略	1～3 略
	<p><u>4 町は、国及び県と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	(新規)
	第9節～第12節 略	第9節～第12節 略